

納税通知書の見方

●令和8年1月分から納税通知書の様式が変更になりました
青色文字の様式の他に、茶色文字の様式もございます。

課税対象年度が令和7年度以前の場合は、通知書タイトルの末尾に課税対象年度を表示します。
(例)課税対象年度が令和7年度の場合
「令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書 令和7年度相当」

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書 (単位:円)
 賦課期日時点氏名・住所
 南池袋2-45-1
 豊島 太郎
 賦課期日現在の住所・氏名です
 (令和8年度の賦課期日は、令和8年1月1日です)
 お問い合わせの際は、ここに記載の「通知書番号」をお知らせください
 (前の0は除いてお伝えください)

通知書番号	0000000000123456789
金融機関名(支店名)	
口座番号(口座番号)	
振替方法	

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
①	②	③	④(1)

納期	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				

④(2) 普通徴収の方法によって徴収する各期の納付額

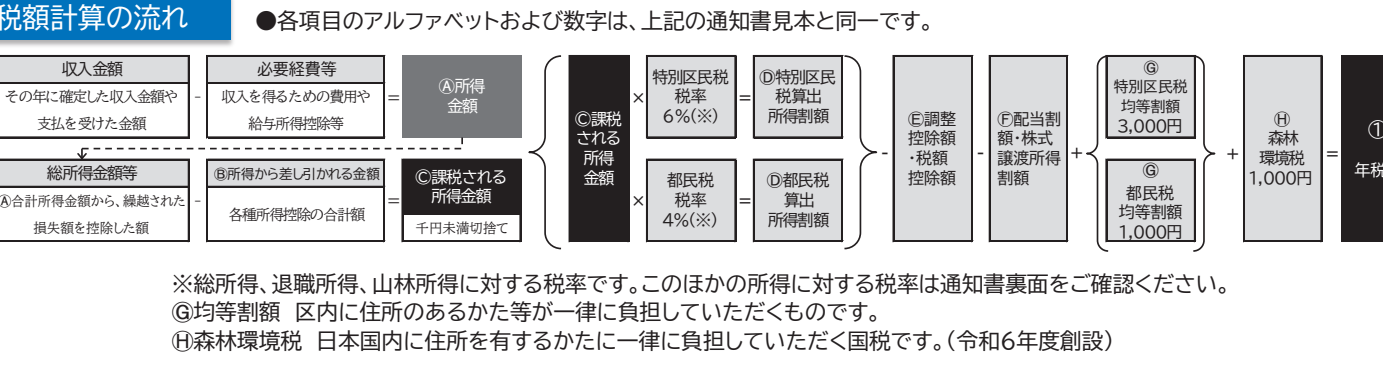
特別徴収対象の公的年金の種類と支給の名称・法上請求	前年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
②公的年金からの住民税の差引(年金特別徴収)の各期別の税額 ※詳細については2ページをご参照ください。	令和8年4月 令和8年6月 令和8年8月

10月	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額						

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税課税明細書 (単位:円)

所得金額等	所得控除	扶養親族・特種該当区分	本人該当区分
給与収入 公的年金等収入		控配特老16歳その他同居特異他未成年者障害高齢勤労学生	未成年者障害高齢勤労学生
A 所得金額			
	B 所得から差し引かれる金額		
		D	
		E 税額控除額及び調整額	
		F 配当割額・株式等譲渡所得割額	
		G	
		H	
		I	
		J	
		①	
		②+③	
		④(1)	
		④(2)	

C 課税される所得金額 = A - B



A 所得金額

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。ただし、給与・公的年金等の収入は以下の計算式で所得金額を計算します。
 <給与所得> (単位:円)

給与収入金額	給与所得額
0~650,999以下	0
651,000~1,899,999	給与収入 - 650,000
1,900,000~3,599,999	給与収入 ÷ 4 ★ × 2.8 - 80,000
3,600,000~6,599,999	給与収入 ÷ 4 ★ × 3.2 - 440,000
6,600,000~8,499,999	給与収入 × 0.9 - 1,100,000
8,500,000以上	給与収入 - 1,950,000

所得金額調整控除(次の①または②に該当する場合に適用)
 ①給与収入金額が850万円を超え、かつ下記のいずれかに該当する場合、(給与収入額-850万円)×10%に相当する金額を給与所得金額から控除します。(控除限度額15万円)
 ア)本人が特別障害者
 1)年齢23歳未満の扶養親族を有する
 2)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
 ②給与所得金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、双方の合計額が10万円を超える場合には、双方の合計額(それぞれ10万円が限度)から10万円を控除した残額が、給与所得から控除されます。

★一元未満の端数切捨て (単位:円)

<公的年金所得> (単位:円)

年齢	年金収入	公的年金等の雑所得(公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円以下の場合)
65歳以上の方(昭和36.1.1以前生まれ)	0~1,100,000	0
	1,100,001~3,299,999	年金収入 - 1,100,000
	3,300,000~4,099,999	年金収入 × 0.75 - 275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入 × 0.85 - 685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入 × 0.95 - 1,455,000
	10,000,000以上	年金収入 - 1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が1,000万円超2,000万円以下の場合には上表で算出した金額に10万円を加算した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

B 所得から差し引かれる金額 所得税(国税)とは控除額が異なるものがございますのでご注意ください。

所得控除の種類	控除額
社会保険料	支払金額
小規模企業共済等掛金	支払金額

所得控除の種類	控除額
雑損控除(①②いずれか多い金額)	①災害関連支出の金額 - 5万円 ②(損失の金額 - 補てん額) - 総所得金額等1/10
医療費(①②いずれかを適用)	①従来の医療費控除 ※控除限度額200万円(医療費支払額 - 保険金等の補てん額) - (10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額) ②セルフメディケーション税制 ※控除限度額88,000円(スイッチOTC薬等購入費 - 保険金等の補てん額) - 12,000円

所得控除の種類	控除額
地震保険料のみ	支払金額の1/2 ※控除限度額 25,000円
地震保険料	5,000円以下 全額 5,000円超~15,000円以下 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超 10,000円

●個人生命保険料、個人年金保険料において新・旧契約が両方ある場合
 各控除額の合計額 ※控除限度額 28,000円
 ※旧契約の保険料の控除額が28,000円を超える場合はその額

●地震保険料・旧長期損害保険料の両方がある場合
 控除限度額は、旧長期損害保険料限度額10,000円を含み、25,000円

【基礎控除及び人的控除】

所得控除の種類	控除額
合計所得金額	住民税 所得税
132万円以下	95万円 95万円
132万円超~336万円以下	88万円 88万円
336万円超~489万円以下	68万円 68万円
489万円超~655万円以下	63万円 63万円
655万円超~2,350万円以下	58万円 58万円
2,350万円超~2,400万円以下	48万円 48万円
2,400万円超~2,450万円以下	29万円 32万円
2,450万円超~2,500万円以下	15万円 16万円
2,500万円超~	0円 0円

【配偶者特別控除】

基礎	納税義務者の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
扶養者	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
障害者	36万円	36万円	24万円	24万円	12万円	12万円
	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	9万円
ひとり親	26万円	18万円	14万円	7万円	7万円	6万円
	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	4万円
適用なし	16万円	11万円	8万円	4万円	4万円	2万円
	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	2万円
適用なし	6万円	4万円	2万円	2万円	2万円	1万円
	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円
133万円超	適用なし					

E 税額控除額及び調整額 F 配当割額・株式等譲渡所得割額

E 税額控除額及び調整額
 【税額控除額】 調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額(ふるさと納税等)・外国税額控除額等について記載されます。
 ※調整控除とは、平成19年に国税から地方税へ税源移譲したことにもない生じた人的控除額(基礎控除、扶養控除など)の差による負担増を調整するための税額控除です。
 【調整額】 調整額とは所得割額が所得割非課税標準を若干上回るかたに対する調整措置です。

F 配当割額・株式等譲渡所得割額
 それぞれについて、特別区民税3/5、都民税2/5の割合で控除します。

普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の税額及び納期限

④(1)欄
 ①年税額から、②給与特徴税額・③年金特徴税額を除いて、差引普通徴収税額を算出します。

④(2)欄
 算出した④(1)差引普通徴収税額を各期に分割した各期別の税額と納期限を表示しています。
 既納付額(既に納めている税額)、または充当額がある場合は明細に表示され、これらを除いた、「差引」欄に表示される金額が、今回の通知により納める金額となります。

① 控除不足額・①(うち還付額) ※F配当割額・株式等譲渡所得割額のある方

※F配当割額・株式等譲渡所得割額は、E所得割額から控除されます。控除しきれない場合は①控除不足額欄にその控除しきれなかった額が表示されます。

①控除不足額は、①年税額のうちG均等割へ充当、さらにH森林環境税の委託納付額に充てられます。充当等の後も納付する金額がある場合は、「差引」欄に納付税額が表示されます(④(2))。

①控除不足額のうち、該当年度の均等割額へ充当・森林環境税の委託納付額に充ててもなお残額がある場合にその残額が①「(うち還付額)」欄に表示されます。
 ※該当年度の還付額又は過年度への充当額をすでにお知らせしている場合は、この欄への表示はありません。
※納めすぎによる還付額はこの欄には表示されません。後日別途通知します。

【特定親族特別控除】

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生世代のアルバイトの就業調整対策として、19歳以上23歳未満の生計を一にする子等について、控除対象となる所得要件を58万円に拡大するとともに、58万円を超える場合でも123万円までは親等が控除を受けられる仕組み「特定親族特別控除」が、令和8年度から導入されました。
 控除額は右表のとおりです(住民税では最大45万円。所得が上がると控除額が通減します)。

※特定親族特別控除の対象となる子等は、非課税の判定等における扶養人数には含まれません。

特定親族の合計所得金額	住民税	所得税
58万円超85万円以下	45万円	63万円
85万円超90万円以下		61万円
90万円超95万円以下		51万円
95万円超100万円以下		41万円
100万円超105万円以下		31万円
105万円超110万円以下		21万円
110万円超115万円以下		11万円
115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下		3万円
123万円超		適用なし

対象となる子等の収入が給与のみの場合、収入が188万円以下であれば、親等が一定の所得控除を受けることができます。